

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備  
基本構想策定業務委託

仕 様 書

令和2年7月

雲南市・飯南町事務組合



## 第1章 総 則

### 1. はじめに

#### (1) 雲南市、飯南町の可燃ごみ処理の状況について

- ① 島根県雲南市（以下「雲南市」という。）と同飯石郡飯南町（以下「飯南町」という。）は、雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）を設立し、一般廃棄物を共同処理している。このうち可燃ごみ処理は、次の二方式によっている。

##### 1) 雲南市4町（大東町・加茂町・木次町・三刀屋町）

雲南市は6町で構成されるが、このうち4町分の可燃ごみについては、平成11年度供用開始の加茂町の「雲南エネルギーセンター（以下「雲南EC」という。）」に収集運搬し、RDF（ごみ固形燃料化）方式により処理している。

##### 2) 雲南市2町（吉田町・掛合町）、飯南町

雲南市の残りの2町と飯南町全量分の可燃ごみは、平成15年度に供用が開始された、中継施設である飯南町都加賀の「いいしクリーンセンター（以下「いいしCC」という。）」に収集運搬し、一定量を梱包の上、島根県出雲市（以下「出雲市」という。）の「出雲エネルギーセンター（以下「出雲EC」という。）」に搬送し、処理委託している。出雲ECはキルン式ガス化炉＋縦型旋回溶融炉方式を採用している。

#### ② 可燃ごみの出雲市の受入れ終了で雲南ECを改修

1) 上記(1)①2)の出雲市への委託処理が、令和3年度末で終了となり、令和4年度より雲南市（6町すべて）と飯南町全量分の可燃ごみを統合処理するため、雲南ECの延命化工事を実施中である。（令和元年度～令和2年度事業）

2) 延命化工事終了後の雲南ECは、令和13年度までの運用予定としており、この期間に可燃ごみの排出状況や国の交付金制度等を踏まえ、処理方式の調査研究をはじめとした新施設整備に向けた準備を計画的に行うとしている。

- ③ この方針は、平成29年度に組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「組合計画」という。）」に盛り込まれている。

#### (2) 奥出雲町の状況について

一方、雲南市に隣接する同じ圏域の島根県仁多郡奥出雲町（以下「奥出雲

町」という。)は、昭和56年度より一町単独で機械化バッチ焼却式による「仁多可燃物処理センター（以下「仁多KC」という。）」において可燃ごみ処理を行っているが、こちらも施設の老朽化が相当に著しいことから、平成28年度に奥出雲町が策定した「一般廃棄物処理基本計画（以下「奥出雲町計画」という。）」に「可燃ごみの処理体制」を重点施策と位置づけ、「近隣自治体との広域処理もしくは奥出雲町単独での処理、又、奥出雲町単独処理においても新たな施設整備とするか仁多可燃物処理センターを再び基幹的設備改良工事によって改修するかなど、様々な選択肢が存在するなか、できるだけ早期に今後の可燃ごみ処理体制の方向性を決定できるよう、必要な検討を行う」としている。

このような状況のもと、組合は平成31年4月22日付けで奥出雲町より、「奥出雲町は一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設の老朽化や維持管理費の増加に伴い、今後の施設の在り方が課題となっている。現在雲南市・飯南町事務組合では次期可燃ごみ処理施設の整備計画が検討されているが、奥出雲町もこれに参画し、広域処理体制について連携し、共同で調査・検討を事務組合に依頼する」旨の文書を受領した。

## 2. 雲南圏域連携による広域処理体制の検討について

これら一連の経過を受け、雲南市、飯南町、組合それぞれの協議により、奥出雲町の依頼を受け入れ、令和2年3月、3市町議会並びに組合議会における必要な規約変更等議決を経て、奥出雲町から組合への地方自治法上の「事務委託」の手法により、令和2年度当初より、3市町のエリア（以下「雲南圏域」という。）における次期可燃ごみ広域処理施設整備に向けた調査研究を3市町が連携して行うこととなったものである。

## 3. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

組合では、これに前後して今後の調査研究を循環型社会形成推進交付金事業に沿って進めるため、令和元年12月10日付けで島根県を通じ、国に対して「雲南地域循環型社会形成推進地域計画」を提出。この計画には、組合及び奥出雲町連携による可燃ごみ処理施設の広域化・集約化に係る基礎調査、基本構想策定等を事業内容として盛り込んだ。（計画承認日は令和2年3月31日）

以上が雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想（以下「本

構想」という。)」策定の前提となる基本的背景である。

本構想は、前記状況や将来の社会情勢を十分考慮し、最適な次期可燃ごみ広域処理施設の基本的構想をはじめ、整備候補地の選定方法、事務スケジュール等の基本的な指針を定めることを目的とするものである。

又、組合による現行の可燃ごみ処理の基本的枠組みである雲南市、飯南町に加え、「第1章 総則 1. 2. 3」に記載のとおり、奥出雲町を加えた雲南圏域全体の可燃ごみ処理の広域化に向けた実現性、可能性についても検討の基礎資料とするものである。

#### 4. 業務委託名称

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想策定業務委託

#### 5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月15日まで

(令和2(2020)年度～令和3(2021)年度の2カ年度)

#### 6. 仕様書の適用範囲

本仕様書は、組合が計画している雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想策定業務（以下「本業務」という。）に適用する。又、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と認められる業務については、本仕様書の適用範囲として、受託者の責任において実施する。

#### 7. 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、「第2章 業務内容」による。

#### 8. 業務の実施場所

本業務の実施場所は雲南市、飯南町、奥出雲町の雲南圏域とする。

#### 9. 関係法令等

受託者は本業務の実施にあたり、本仕様書記載事項を適用する他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知等を遵守する。

## 10. 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うが、組合が保有する資料については貸与する。受託者は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却する。

## 11. 秘密の保持

受託者は本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。又、コンサルタントとして、中立性を厳守する。

## 12. 受注者の義務

- (1) 業務期間に策定業務が完了するように作業の円滑化に努めること。
- (2) 策定業務の実施にあたり、契約書、仕様書、及び発注者の指示に従い、策定の意図、目的を十分理解した上で、最高の技術を発揮できるよう努めること。
- (3) 業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

## 13. 再委託

- (1) 受託者は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理についてはこれを再委託することはできない。
- (2) なお、(1) 以外の業務を第三者に再委託する場合は、事前に組合の承認を受けること。

## 14. 関係官公署との協議

受託者は関係する官公署との協議を必要とするとき、又、協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく組合に報告する。

## 15. 議事録

受託者は打ち合わせの際に議事録を作成の上、速やかに組合に提出し、確認を受けること。成果品として納品する際に、全議事録をまとめて提出すること。

なお、本構想策定にあたっては、令和2年10月から令和4年2月までの間、2か月に1回程度の担当者会議を設定する予定である。(本構想の進捗状況確認等)

又、毎年2回(3月、10月)組合定例議会が開催されることから、令和2年においては10月、令和3年においては3月と10月の議会前後に開催する管理者・副管理者会議、雲南圏域3市町首長会議等において本構想の進捗状況を説明する予定

であるため、出席を求めるものであること。この場合、担当者会議の日程と重複する場合は、担当者会議を省略する場合がある。

## 16. 提出書類

受託者は本業務の着手及び完了、その他必要に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、組合の承認を受けて実施する。

又、受託者は、本業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務実施体制表（本業務に関わるすべての要員の所属、氏名、保有する資格等を含む。）を作成し、業務計画書と合わせて組合に提出するものとする。なお、提出書類の様式は、監督職員が指示する。

### （1）着手時

- ① 業務着手通知書
- ② 業務工程表
- ③ 管理(主任)技術者通知書
- ④ 管理(主任)技術者経歴書
- ⑤ 担当技術者通知書
- ⑥ 担当技術者経歴書
- ⑦ 業務計画書

### （2）完了時

- ① 引渡書
- ② 成果品一式
- ③ 業務完了届
- ④ 請求書

### （3）業務委託料部分払い

- ① 部分払金請求書
- ② 中間報告書（業務出来高報告書）

### （4）その他監督職員が指示する書類

## 17. 管理技術者及び担当技術者

受託者は専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行しなければならない。又、管理技術者及び担

当技術者を定め、業務全般にわたり技術的な管理を行うとともに、社内におけるチェック体制を整え、品質の向上に努めるものとする。なお、管理技術者は、原則として全ての定例打合わせに出席するものとする。

## 18. 工程

受託者は本業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、組合と協議し承認を受ける。なお、受託者は、業務の進捗及び品質を確保するため、適切な工程管理を行い、効率的な業務の実施に努めるものとする。

## 19. 検査

受託者は、本業務の完了に際し、成果品について組合の検査を受けるものとする。なお、検査完了後であっても、成果品に関して不備・見直しがあった場合は、一切受託者の負担において速やかに訂正の上、納品すること。

## 20. 引渡し

成果品の検査に合格後、成果品を一式納品し、業務の完了とする。

## 21. 部分払い

組合は、あらかじめ予算に定められた限度額をもって部分払いを行うものとする。なお、部分払いを行う場合、受託者はあらかじめ組合と協議した上で中間報告書を作成し、令和3年3月15日までに組合の検査を受けるものとする。

## 22. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合は、自己解釈することなく組合と協議した上で、組合の意図を十分に理解し業務を遂行する。

## 23. 成果品

受託者において組合に納めるべき成果品の概要は、次のとおりとする。

### (1) 令和2年度

- ① 中間報告書（業務出来高報告書。様式は任意。提出部数、データ等は組合と協議）
- ② 議事録（様式は任意）



③ 参考資料（同上）

④ その他組合が指示する資料

（２）令和３年度

① 雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想（A4版） 50部  
（編集方法等については組合と協議）

② 同概要版（A 4） 200部(同上)

③ 議事録（様式は任意）

④ 参考資料（同上）

⑤ その他組合が指示する資料

⑥ ①～⑤の電子データ

※ 基本構想及び概要版の作成にあたっては図や表を用いるなど、視覚的に理解しやすさを重視してデザインすること。又、インデックス等を用いて分かりやすさに心がけること。

※ P D Fファイルと合わせて、元データを納品すること。

※ 議事録及び参考資料等は別冊として取りまとめ、2部納品すること。

## 2 4. その他

（１）本業務による成果品の著作権は、データを含めて組合に帰属するものとし、組合の承認を得ずに使用したり、他に貸与したりしないこと。

（２）成果品内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、すべて受注者の責任において対処すること。

（３）会計検査院等の実施検査対象となった場合は、アドバイスや関係資料の提出、検査立会などの支援を行うこと。

## 第２章 業務内容

### 1. 委託内容

本構想は、前記のとおり、今後の雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設（以下「次期施設」という。）整備に向けた重要な基礎資料となるものである。したがってこれを実現するため、3市町の各種計画との相互調整や一般廃棄物処理をめぐる今後の社会及び経済情勢を十分に踏まえるとともに、後段「4. 次期施設整備方針案（コンセプト）」に沿って課題と方策を整理するものとする。なお、このコンセプトは、本構想策定の中で具体的に整理し、成文化するものとする。

る。

## 2. 整備予定施設

- (1) 一般廃棄物（可燃ごみ）処理施設
- (2) (1) については、雲南圏域内の広大な面積エリアにおける集約化・広域化施設であることから、中継施設のあり方についても、必要に応じて検討するものとする。（既存施設の活用検討を含む。）

## 3. 施設整備目標年度

次期施設が完成し、供用開始を目標とする年度は、組合を構成する雲南市、飯南町においては組合計画のとおり令和14年度であるが、奥出雲町においては奥出雲町計画のとおり、できるだけ早期の今後のゴミ処理体制の方向性決定を目標に掲げていることから、供用開始年度の前倒しの余地について検討するものとする。

## 4. 次期施設整備方針案（コンセプト）

- (1) 安心・安全で環境にやさしい施設
- (2) 経済的・効率的な施設

(1) については、最も基本的な事項として、住民に理解され受け入れられることを前提に、水や大気、騒音等整備周辺環境への影響を最小限にとどめる施設であること、加えて、廃棄物処理施設においても気候変動の抑制や温室効果ガスの削減に配慮が求められていること、又、昨今頻発する大規模自然災害によって生じる廃棄物（災害廃棄物）処理が対応可能なものであること、進行する高齢化社会にも優しい施設であること、地域住民にとって欠かすことのできないライフラインとして、常に稼働が継続される強靱な施設が求められていること、ごみや環境問題についての情報発信拠点あるいは環境学習・啓発の場としての機能が求められている等が背景にある。

(2) については、言うまでもなく、施設整備の初期投資に必要なイニシャル並びに供用開始後のランニングコストの低減化が求められると同時に、ごみ処理過程で生じる余熱利用など、地域のエネルギーセンターとしての機能・役割を備える施設が求められていること等が背景にある。

## 5. 業務内容

本構想に規定する事項のうち、受託者において整理・検討し作成する資料は、前記「4. 次期施設整備方針案（コンセプト）」の整理並びに以下に記載する6項目とするが、これらに加えて独自提案について資料作成等を求めるものとする。したがって、受託者において作成する資料は最大で8項目となる。又、組合が定期的に開催する諸会議において、中間的に報告を行うこととしており、当該報告のための資料（次の項目の範囲のものに限る。）について、組合の求めに応じ作成すること。

なお、施設規模の検討については、3市町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画等における被害想定に基づき、災害廃棄物の処理量についても合わせて検討を行うものとする。

#### ① 雲南圏域のごみ排出量の将来見込み

雲南圏域を構成する3市町における近年のゴミ排出量等のデータに基づき、将来の排出見込み等基本構想を策定する上で必要な資料を整理する。

#### ② 次期施設の基本的構想

雲南圏域内の既存施設の処理状況や将来的なごみ排出量を把握した上で、今後必要となる広域処理体制等を整理するとともに、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画等を十分考慮し、次期施設の施設規模、必要面積、整備費用、処理方式、地域における他の役割、余熱利用等による地域エネルギーセンターとしての位置づけ等、基本構想として必要な事項を整理する。なお、圏域面積が広大なため、中継施設の必要性を整理すること。

#### ③ 雲南圏域における施設建設立地特性

次期施設の建設立地に関する検討を行うものとする。具体的には、立地選定に際し施設の考慮すべき特徴、雲南圏域での土地利用上の法規制の分布の状況、全国的な建設地の事例など、施設の種類（可燃ごみ処理施設や中継施設等）ごとの立地特性に関し、必要となる項目を抽出し検討・整理する。（候補地選定を行うものではない。）

#### ④ 雲南圏域における用地選定手法の検討

次期施設整備に向けては、広大な圏域エリアにおいて建設適地を見極めるた

め、用地選定作業が必要となる。このため、用地選定の具体的手法の抽出、手法の特徴整理などを行い、組合が進めて行くべき用地選定手法の選択に必要な資料を整理すること。

#### ⑤ 集約に向けた移行体制の検討、集約化後の施設の活用策等

「第1章 総則 2. 雲南圏域連携による広域処理体制の検討について」で触れたとおり、現段階では、雲南市と飯南町で構成する組合の枠組みに加え、奥出雲町を加えた雲南圏域全体の広域ごみ処理に向けた調査研究を共同で実施する“初期段階”にあるため、今後この3市町がともに次期施設を共同で整備していくことの実現性、可能性、妥当性を整理することが必要であること。

その上で、組合所有の雲南EC等については令和13年度までの運用継続、又、奥出雲町においては仁多KCの老朽化に伴い、できるだけ早期の次期体制整備が急がれていることから、3市町それぞれの施設の現状や今後の処理可能年数等を考慮し、集約化に向けたスムーズな移行（集約施設への一斉搬入あるいは段階的搬入）のための対応策を検討する。

この場合、将来的な雲南圏域全体のごみ排出量や分別区分等の課題整理に基づき、広大な面積エリアにおける収集形態、収集回数等可燃ごみの収集に係る体制全般を想定し、これに基づく収集運搬車両の必要台数、必要な人員体制等について検討を加えること。

又、現在3市町とも住民それぞれが各収集エリア内の処理施設ごとに可燃ごみの直接持ち込みを行っているが、次期施設稼働後における直接持ち込み先について十分に検討すること。

加えて、現在異なる分別方法（たとえば奥出雲町はペットボトルの分別回収を実施しているが、雲南市、飯南町は実施していない）やごみ処理手数料(収集指定袋は3市町全体で容量別に4種類あり、料金は6種類ある。又、住民の直接持ち込み手数料は雲南市、飯南町は同一だが、奥出雲町は異なる)の統一化に向けた課題を整理とともに、既存施設の活用策について、3市町や組合の意向を踏まえて検討すること。

#### ⑥ 次期施設建設に向けたスケジュール、事業運営方式、財源計画等

今後の次期施設整備に向けた基本計画策定期、事業方式や処理方式（機種選定等）の選定期、用地選定期、環境影響調査実施時期、用地測量等実施

時期、基本設計・実施設計時期、敷地造成や施設本体工事の時期などを盛り込んだ、詳細な施設整備スケジュールを整理すること。

又、今後の次期施設整備に伴う3市町の財政負担を明らかにするため、公設公営、公設民営（DBO等）、民設民営（BTO、BOT、BOO等）それぞれの特徴や近年の動向、循環型社会形成推進交付金や起債等の財源計画を整理すること。